

府中市地区計画の区域内における
建築物の制限に関する条例及び
府中市景観条例の一部を改正する
条例を公布する

令和8年 3月13日

府中市長 高野 律雄

府中市条例第14号

府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び府中市景観条例の一部を改正する条例

(府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年6月府中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後									改正前								
別表第1（第2条）									別表第1（第2条）								
番号		区域							番号		区域						
1		昭 和 61年7月府中市告示第53号に定める府中都市計画小柳町六丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「 <u>小柳町六丁目地区地区整備計画区域</u> 」という。）							1		昭 和 61年7月府中市告示第53号に定める府中都市計画小柳町六丁目西武住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「 <u>小柳町六丁目西武住宅地区地区整備計画区域</u> 」という。）						
省 略									省 略								
別表第2（第3条～第11条）									別表第2（第3条～第11条）								
1 <u>小柳町六丁目地区地区整備計画区域</u>									1 <u>小柳町六丁目西武住宅地区地区整備計画区域</u>								
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
計 画 地 区 の 区 分	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限	計 画 地 区 の 区 分	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又はさく の 構造の制限

二	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) <u>一戸建ての住宅</u> (2) 前号の住宅に付属する物置その他これに類する建築物	省 略	生け垣又は透過性を有する高さ1.5メートル以下のフェンス(当該垣又は柵の基礎の部分のうち、 <u>高さが0.4メートル以下の部分及び門柱を除き、道路、公園又は緑道に面する部分に設ける場合に限る。</u>)
---	--	-----	---

2～18 省 略

住	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) <u>住宅</u> (<u>長屋を除く。</u>) (2) 前号の住宅に付属する物置その他これに類する建築物	省 略	生け垣又は透過性を有する高さ1.5メートル以下のフェンス(<u>道路、公園及び緑道に面する部分に設ける場合に限る。</u>)
---	--	-----	--

2～18 省 略

(府中市景観条例の一部改正)

第2条 府中市景観条例（平成19年12月府中市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

(【 】は注記である。)

改正後		改正前	
別表（第13条の2）		別表（第13条の2）	
適用区域		適用区域	
番号	区 域	番号	区 域
省 略		省 略	
13	昭和61年7月府中市告示第53号に定める府中都市計画小柳町六丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域		【追加】

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(府中市景観条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、第2条の規定による改正後の府中市景観条例（以下「新景観条例」という。）の規定の適用を受ける区域のうち、別表13の項に規定する区域（以下「適用区域」という。）内に現に存する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）又は現に適用区域内において新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更の工事中の建築物等が、新景観条例第13条の2の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はそれらの部分に対しては、新景観条例第3章の2の規定は、適用しない。